## 9

# 令和 6 年度 太子町放課後児童会入会者募集

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校1~6年生を対象に、下記のとおり放課 後児童会の入会者を募集します。

## 《目的》

児童福祉法第 21 条の10に規定する放課後児童健全育成事業として、児童の健全な育成 を図ることを目的としています。

#### 《入会資格》

次の各項のすべてに該当する児童であることとします。

- 1. 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されていること。
- 2. 保護者が労働等により昼間家庭にいない状態又はこれと同等の状態であるもの。
- 3. 学校教育法に規定する小学校第1学年~6学年までに在籍していること。
- ※ ただし、入会することに相当の理由があると町長が認めた場合は、入会できます。

## 《 開設場所 及び 募集児童数 》

磯長放課後児童会赤組:磯長小学校内磯長放課後児童会緑組:磯長小学校内磯長放課後児童会白組:磯長小学校内磯長放課後児童会青組:磯長小学校内山田放課後児童会山田小学校内

#### 《開設期間》

令和6年4月1日~令和7年3月31日の月曜日から土曜日まで。

#### 《休会日》

- 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・開設準備日(4月1日)、お盆(8月13日~15日)、年末年始(12月29日~1月4日)
- その他(台風等による特別警報または暴風警報が発令されたとき、太子町内で震度5以上の地震が発生したときなど)

## 《開設時間》

小学校の授業終了時刻から午後6時まで。

ただし、土曜日、学校休業日は、午前8時30分から午後6時まで。

## 安全確保のため、帰宅については、原則保護者等によるお迎えとなります。

※ お迎えができない場合の集団帰宅時間は下記のとおりです。

4月~10月•3月

午後5時

11月~2月

午後4時30分

#### 《 開設時間前後利用 》(時間延長)

	通常の開設時間	開設時間前	開設時間後
平日	放課後~午後6時		午後6時~午後7時
土曜日	午前8時30分~午後6時	午前8時~午前8時30分	
学校休業日	午前8時30分~午後6時	午前8時~午前8時30分	午後6時~午後7時
延長使用料		児童1人につき日額50円 (1か月あたりの上限額500円)	児童1人につき日額100円 (1か月あたりの上限額1,000円)

<sup>※</sup>通常使用料とは別に延長使用料が必要です。

#### 《使用料》

- ●通常使用料(役場徴収分)
  - ・児童1人につき月額6,300円。 ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、2人目から3,150円。 (月途中で入退会された場合でも、その月の使用料は全額納付となります。)

#### ○減免制度

- 使用料については、世帯の所得状況等により減免制度があります。
- ・減免を受けようとするときは『太子町放課後児童会使用料減免申請書』に必要な 書類を添えて申請してください。〈入会決定後の手続きになります〉
  - (・生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)
  - ・前年分の所得税非課税世帯であり、かつ、前年度分の市町村民税非課税世帯
  - 前年分の所得税非課税世帯であり、かつ、前年度分の市町村民税課税世帯

など

- ●延長使用料(役場徴収分)
  - 開設時間前…児童1人につき日額 50円(1か月あたりの上限額 500円)
  - ・開設時間後…児童1人につき日額100円(1か月あたりの上限額1,000円) ※減免措置はありません。
    - ※上限額については、徴収させていただく金額の上限であって、利用日数を制限するものではありません。
- ●おやつ代・教材費(保護者会徴収分)
  - ・児童1人につき月額1,900円。

## 《 入会の不許可等 》

・使用料を滞納している場合、児童会の運営上支障があると認められる場合などにより、入会を許可しないこともあります。

#### 《申込時に必要な書類》

- ・太子町放課後児童会入会申請書【表・裏とも記入してください】
- ・就労証明書等、保護者が児童を保育できない理由の証明書類(父・母)
- ・自宅の位置及び自宅から放課後児童会への経路を表示した地図

※個別に応じた配慮が必要なお子さんは、書類提出時に必ずお申し出ください。

#### 《受付期間》

令和5年11月1日(水)~11月30日(木) 【期限厳守】 午前9時~午後5時30分(ただし、土・日・祝日を除く)

#### 《受付場所》

太子町役場1階 子育て支援課

※各放課後児童会での受付は行いません。必ず、子育て支援課窓口に提出してください。

## 《 入会決定及び不許可 》 令和6年1月下旬ごろ(予定)

・入会を許可したときは『太子町放課後児童会入会決定通知書』を、 入会を許可しないときは『太子町放課後児童会入会不許可通知書』を 保護者宛に通知します。

#### 《 問い合わせ先 》

太子町役場健康福祉部子育て支援課 Ты 0721-98-5596(直通)

※ 現在、入会中で引き続き入会を希望される方も

新たに申込が必要となります。